

川西市空家等対策協議会規則（平成29年川西市規則第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>市長の諮問に応じ、川西市空家等対策計画の策定及び特定空家等</u>に関する事項について調査審議する。</p> <p>2 協議会は、川西市<u>空家等対策計画</u>の進捗に関する事項について報告を徴し、必要に応じて助言する。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、<u>川西市空き家対策・マンション管理適正化推進計画並びに空家等対策の推進に関する特別措置法</u>（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等及び同法第13条第1項に規定する管理不全空家等に関する事項について調査審議する。</p> <p>2 協議会は、川西市<u>空き家対策・マンション管理適正化推進計画</u>の進捗に関する事項について報告を徴し、必要に応じて助言する。</p> <p>付 則（令和6年〇月〇日規則第〇号） この規則は、公布の日から施行する。</p>